

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第2項	老人居宅生活支援事業等の制限、停止命令	介護保険課

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第2項に基づき、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、事業の制限又は停止を命ずることができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。